平成２４年（フ）第４１５５号
東京都中野区本町４丁目29―６―１
破産者　猪越　新一
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１６５号
東京都府中市清水が丘１丁目９―24―502
破産者　大橋　めぐ
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県たつの市龍野町中村279番地太栄ビル
破産者　アクトプロジェクト株式会社
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２７１号
札幌市中央区南７条西９丁目1030番地４　ドミ曙第２―1210号
破産者　株式会社サッポロステージプロジェクト
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
茨城県日立市南高野町３丁目４番１―201号
破産者　有限会社アウル
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１８３５号
埼玉県戸田市大字美女木1027番地
破産者　タイセイ塗装株式会社
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
千葉県松戸市串崎南町104番地の６
破産者　遠藤　　隆
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０号
千葉県松戸市串崎南町104番地の６
破産者　遠藤　時子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４号
千葉県柏市つくしが丘２丁目７番７号　つくしが丘タウンハウス103号
破産者　市裏　正一
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２４号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町265番地
カーサ・グレイス403号
破産者　中嶋　俊久
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６９０６号
東京都千代田区麹町３丁目12番８号
破産者　東商マシナリー株式会社
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４号
東京都八王子市泉町1430番地市営住宅泉町団地１―２―49号
破産者　秋山　賢一
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１３４号
横浜市西区北幸１丁目１番８号エキニア横浜
破産者　有限会社天華
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９号
長野県須坂市大字日滝字古池2286番地
破産者　丸藤建設木材株式会社
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
長野県塩尻市大字宗賀2781番地１
破産者　長沢建設有限会社
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８２５７号
大阪府東大阪市鷹殿町19番２号
破産者　有限会社グッドライフ
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５９号
大阪府寝屋川市太秦東が丘26―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市石津中町２番17号
破産者　丸栄土木建材株式会社
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７３号
大阪府守口市南寺方東通４丁目15番１号
破産者　株式会社ビジョン・ニジュウイチ
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３６２号
堺市中区深井北町704番地３
破産者　出利葉優彦
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
最後の住所堺市中区八田北町10番地31　６棟102号、申立時の住所堺市西区鳳東町６丁635番地１―305
破産者　被相続人亡池田勇幸相続財産
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
岡山県津山市河辺2146番地の26
破産者　有限会社小田組
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部